

経 済 産 業 省

20141021 貿 局 第 1 号
輸出注意事項 26 第 35 号
経済産業省貿易経済協力局

「化学物質の輸出承認について」(平成18年3月15日付け平成18・03・08貿局第1号・輸出注意事項18第3号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成26年10月31日

経済産業省貿易経済協力局長 宗像 直子

「化学物質の輸出承認について」の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」(平成18年3月15日付け平成18・03・08貿局第1号・輸出注意事項18第3号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成26年10月31日から施行する。

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け平成18・03・08貿局第1号・輸出注意事項18第3号）

改 正 後	現 行																																				
1～2 （略） 3 輸出承認の申請 (1) （略） (2) 輸出承認申請の際の添付書類 ①～③ （略） ④ <u>ISO11014 に基づいて作成した化学品の安全データシート（SDS） 1 通</u> ⑤ （略） 4 （略） 5 承認の条件 ① （略） ② <u>輸出者が輸入者に対して ISO11014 に基づいて作成された化学品の安全データシート（SDS）を交付すること。</u> ③ （略） 6 （略） 別紙第1 1～3 （略） 4 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（5）に掲げる物（労働安全衛生法施行令第16条第1項第2号から第7号まで及び第9号に掲げる貨物 <u>であって、経済産業大臣が告示で定めるもの</u> ）	1～2 （略） 3 輸出承認の申請 (1) （略） (2) 輸出承認申請の際の添付書類 ①～③ （略） ④ <u>ISO11014-1 に定められた書式に基づいて作成した化学物質安全性データシート（MSDS） 1 通</u> ⑤ （略） 4 （略） 5 承認の条件 ① （略） ② <u>輸出者が輸入者に対して ISO11014-1 に定められた書式に従って作成された化学物質安全性データシート（MSDS）を交付すること。」</u> ③ （略） 6 （略） 別紙第1 1～3 （略） 4 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（5）に掲げる貨物（労働安全衛生法施行令第16条第1項第2号から第7号まで及び第9号に掲げる貨物）																																				
<table><tr><th>化学物質の名称</th><th>CAS 番号（例示）</th><th>POP s 条約対象</th></tr><tr><td>(1) （略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(2) （略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(3) （略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(4) （略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(5) （略）</td><td></td><td></td></tr></table>	化学物質の名称	CAS 番号（例示）	POP s 条約対象	(1) （略）			(2) （略）			(3) （略）			(4) （略）			(5) （略）			<table><tr><th>化学物質の名称</th><th>CAS 番号（例示）</th><th>POP s 条約対象</th></tr><tr><td>(1) （略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(2) （略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(3) （略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(4) （略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(5) （略）</td><td></td><td></td></tr></table>	化学物質の名称	CAS 番号（例示）	POP s 条約対象	(1) （略）			(2) （略）			(3) （略）			(4) （略）			(5) （略）		
化学物質の名称	CAS 番号（例示）	POP s 条約対象																																			
(1) （略）																																					
(2) （略）																																					
(3) （略）																																					
(4) （略）																																					
(5) （略）																																					
化学物質の名称	CAS 番号（例示）	POP s 条約対象																																			
(1) （略）																																					
(2) （略）																																					
(3) （略）																																					
(4) （略）																																					
(5) （略）																																					

(6) (略) (7) 労働安全衛生法施行令第16条 第1項第2号、第3号若しくは第5号 から第7号までに掲げる物をその重 量の1パーセントを超えて含有し、又 は第4号に掲げる物をその重量の0. 1パーセントを超えて含有する製剤 <u>及びそれらの物の混合物</u>		
5 (略) 別紙第2・3 (略)		
(6) (略) (7) 労働安全衛生法施行令第16条 第1項第2号、第3号若しくは第5号 から第7号までに掲げる物をその重 量の1パーセントを超えて含有し、又 は第4号に掲げる物をその重量の0. 1パーセントを超えて含有する製剤 <u>その他の物</u>		
5 (略) 別紙第2・3 (略)		